

○フェリス女学院大学サポート学生に関する内規

1999年1月13日制定

2005年9月28日改正

2008年2月13日改正

(目的)

第1条 この内規は、本学に在籍する障がいをもつ学生が、障がいをもたない学生と等しく、授業及び学生生活の情報等を得ることができるよう「サポート学生」(以下「サポーター」という。)を置くことに関し、必要事項を定める。

(サポーターの委嘱)

第2条 サポーターは、原則として本学学部生又は本学大学院生であって、障がいについて十分な理解があり、かつ十分な学力を有し、必要な場合には、サポートのための技術を取得している者に委嘱する。

(期間)

第3条 サポーターの委嘱期間は、学期毎とする。

(サポート活動)

第4条 サポーターは、サポートを利用する学生(以下「利用学生」という。)に対し、第1条の目的を果たすため、必要なサポート活動を行う。

2 サポーターは、利用学生との合意のうえ、サポート活動を行うものとする。

3 サポーターは、そのサポート活動の状況を関係教職員に報告し、指導を受けるものとする。

(報酬)

第5条 サポーターの報酬については、臨時職員俸給単価支給基準に準じる。

(庶務)

第6条 このサポート学生に関する庶務は、大学事務部学生課が行う。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、学生委員会の議を経て大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、1999年1月13日から施行し、1998年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、2005年9月28日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、2008年4月1日から施行する。